

この印刷物は再生紙を使用しています。

## 淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.36

2006年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 廉務  
みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本  
事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail : yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

No.36

2006年2月発行

# 淀川水系流域委員会

## 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

### CONTENTS

- 第36回琵琶湖部会の内容 ..... P. 1
- 第36回琵琶湖部会の説明資料より抜粋 ..... P. 4
- 配付資料リスト ..... P. 7
- 琵琶湖部会 委員リスト ..... P. 8
- これまで開催された会議等について ..... P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧 入手方法 ご意見受付 ..... P. 10

平成17年12月7日（水）、第36回琵琶湖部会が開かれました。



【ホテルピアザびわ湖にて】

◆ニュースレタ<sup>®</sup>は以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／ 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレタ<sup>®</sup>は最新号、バックナンバーとともに、ホームページでもご覧頂けます。

## 第36回琵琶湖部会の内容

ダム意見書WG委員より、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。

### 第36回琵琶湖部会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年12月7日（水）13:30～16:50

場所：ホテルビアザびわ湖 6階 クリスタルルーム

参加者数：委員21名、河川管理者12名、一般傍聴者94名

#### 1. 決定事項

「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」への意見がある場合は12/15 24時までに提出する。

#### 2. 報告の概要

底務より、報告資料1を用いて、第35回琵琶湖部会の結果報告がなされた。

#### 3. 審議の概要

ダム意見書WG委員より、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

##### ○「1はじめに」に関する意見交換

P1「1.2 治水面からみたダムについての基本的な考え方」の根底には、基本高水を基本にした治水計画への疑義がある。意見（案）には、基本高水では「目標達成の目処が立たない」「ダム計画が計画通り進まない」と記述されているが、基本高水を段階的な目標を持って進めていくのが常道だと思っている。「目標達成の目処が立たない」原因は、基本高水ではなく、政策判断や地元の理解等の環境が整っていないことにある。意見（案）では基本高水を否定しているのではないか。

→これまでの基本高水をベースにした治水計画は破綻しかかっているので変えていかないといけないというのが流域委員会の考え方だった。基本高水は否定しないが、20～30年で実現できない計画は整備計画に書くべきではなく、別の方法を考えなければならない（ダム意見書WGリダ）。

P2「1.2 治水面からみたダムについての基本的な考え方」には、「越水を対象とした堤防強化がなされていないこととダム計画が無関係ではない」という記述がある。ここには、堤防強化によって余裕高を減らして河川流量を増やすという考え方がある。計画時点では予想し得ない不確定要素を考慮したもののが余裕高であり、堤防強化によって余裕高を変更できるという考え方には賛成できない。

→個人的には、堤防強化によって余裕高は変更できると考えているが、さまざまな議論があるため、今回の意見書には記述しないことにした。意見書には、堤防強化による余裕高変更の考え方方は含まれていない。あくまでも「堤防強化をしてほしい」ということを記述している。これまで真剣に堤防強化に取り組んでこなかったことはダムと無関係だとは思っていない（ダム意見書WGリダ）。

→堤防強化とダムは別問題だ。P2「これらがダム計画と無関係であったとはいえない」は削除すべき。ダムのために堤防強化をしてこなかったという面はある。削除には反対（ダム意見書WGリダ）。

→基本高水をベースに治水計画を進めるという考え方には基本的に賛成だが、基本高水の決定の仕方が非常に曖昧なことが問題だ。

→基本高水や治水計画を安全側にとって考えるのは国の政策としては当然であり、地域も望んでいることが、実際にどこまで命や財産を守っているのか。理想としては基本高水でやるべきだが、100年後の治水計画のために、目の前の安全を放棄してよいということはない。これまでのやり方で地域に「もう安全になった」という意識が芽まかれてしまったことを考えれば、意見（案）の記述に賛成する。

→破堤による被害の解消・軽減を基本的な理念にするということは委員会と河川管理者の共通認識だ。基本高水には反対しないが、当面の目標でありながら達成の見通しが立たないような現実離れた目標になっている。また、これまでの治水計画ではダムや堰等の施設に頼る面があったと思う。これらを反省して、流域対策や堤防強化を主な対策とし、それでも対応できないことをダムや堰で対応していくというのが今後の優先順位だろう。意見書では、新しい理念を具現化していくために20～30年でのどのような優先順位で対策を実施していくのかを委員会の共通認識として記述する必要がある。

・P1「人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される」という記述はダムの全面否定だ。この記述は、P2「予防原則に則り、ダム建設は極力回避するようにしなければならない」という結論部分の論旨と合っていない。

→「人間生存」は文部科学省の国際プロジェクト名にも採用されており、それほど偏った表現ではない。「人間生存に不可欠」なものとは、空気や光のことではない。整合性はとれている。

##### ○「2 丹生ダム」に関する意見交換

河川管理者より審議資料1「丹生ダムの調査検討（とりまとめ）」の2～3枚目を用いて既往最大渋水時の琵琶湖水位シミュレーションの修正について説明がなされた。その後、委員より意見（案）「2 丹生ダム」の説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

・P10「2.3.1 高時川の治水（2）治水の現状」では、①～⑥の代替案と経費が示されているが、経費の算定基準を注釈として付け加えておいた方がよい。④を除く代替案は平成14年価格で算定されているが、④丹生ダムの1100億円は昭和63年の価格で算定されたものなので、実態とかけ離れた比較になっている。

→④丹生ダム＋河道改修案の問題点だけを記述しておけばよいのではないか。

→「淡海の川づくり検討委員会」では各代替案を検討して、④丹生ダム＋河道改修案が適当だという論議がなされた。①～⑥の代替案は記述しておくべきだ。また、代替案の実現には地元の新たな協力が必要になる。この地域ではそもそも代替案の検討が厳しい状況だったという点も指摘しておくべき。

→丹生ダムの1100億の内訳が新たな計画でどのように変更されるのかを明示的に書いておいた方がよい。淡海の川づくり検討委員会では、あくまでも多目的ダムでの予算を前提にして「丹生ダム＋河道改修案」を採用した。

→この項では、高時川の治水対策として河川管理者が示した各代替案の紹介と問題点を示しているだけで、丹生ダムについて記述しているわけではない。各代替案の経費の基準が違っているという点については了解した（ダム意見書WGリダ）。

・P10～11「2.3.1 高時川の治水」では、堤防強化が前面に書かれているが、説明を増やしてほしい。侵食・浸透対策と越水対策（超過洪水対策）は議論を分けて書いた方がよいのではないか。

→今回の意見書は、堤防のそばの住民の立場から「とにかく堤防を強化してほしい」ということを書いた。ただ、誤解のない表現に改めるようにしたい。堤防強化によって高水敷の掘削も再検討できるのではないかとも考えている（ダム意見書WGリダ）。

・P11「2.3.2 異常渋水の緊急水補給と洪水調節容量確保」では、緊急補給水を琵琶湖で確保する方針を適切な方法だと記述しているが、そもそも、「異常渋水」がどういう状態なのか、委員会の中で共通認識が得られないのではないか。再度、議論をしておかなければならぬ。

・P12「2.3.2 異常渋水の緊急水補給と洪水調節容量確保」の上から7行目「取水制限・維持流量放流制限・節水などの渋水対応の制約条件をより厳しく実施することが先決」という記述には、大川の維持流量削減も含まれているのか。

→含んでいる。今後具体的に検討するため明確には書いていない（ダム意見書WGリダ）。

・P12「2.3.3 環境への影響」の下から2行目「長期的な負の影響の大きさを予測することは不可能である」としているが、順応的管理の発想で「予測することは非常に困難」という表現に変更できなかいか。

・P14「2.4.1 高時川の瀬切れ対策としての湖水の逆水」では、河川管理者の見解が示された段階で意見述べるということになっているが、逆水によって瀬切れを解消する方法でよいのか、少し検討してほしい。

○河川管理者からの指摘事項

- 意見（案）「1 はじめに」「2 丹生ダム」について河川管理より指摘がなされた。主な指摘は以下の通り（例示）。
- ・P5 上から2行目の「最大日需要量」は、「実績の日最大取水量」の方が正確ではないか。
  - ・P7 上から12行目および下から8行目で丹生ダムの「目的変更」について記述されている。しかし、これまでの見直しの過程では、丹生ダムの「効果」について説明してきたのであり、丹生ダムの目的そのものを変更したことはない。
  - ・P9 「(2) 下流淀川の洪水調節機能」には「瀬田川洗堰を全閉するという現行ルールのもとでは、淀川の洪水調節の効果はきわめて微弱な効果しない」とあるが、琵琶湖総合開発において琵琶湖周辺の洪水防御と洗堰下流の淀川洪水流量の低減を図るために、制限水位や計画高水位を設定し、ダムでいうところの洪水調節容量を確保した。今回、制限水位により上に7cm分を異常漏水対策容量として確保することはこれまでの治水目的容量を損なうことになる。このため、丹生ダムに容量を確保することは、損なった容量を取り戻すという意味で下流淀川の洪水調節を目的として含むと考えている。
  - ・P9 下から2行目「かろうじて破堤を防いできた」とあるが、大正10年に破堤している。
  - ・P10 「(2) 高時川の治水対策」の①～⑥の代替案に関する記述は河川管理者の説明と違っている。河川管理者は代替案6案を並列して比較していない。まずは、堤防を強くするための浸透・浸食対策を最優先としたうえで、そのほかに水位を下げる対策を検討した。①平地河川化案と⑥分派放水路案は事業費が巨額で時間も要し地下水への影響があるため、②河道内対策を前提とし、③河道改修+引き提案を検討しさるに⑤河道改修+遊水地案を検討した。いづれでも十分に効果がないため最後に④河道改修+ダム案を比較して、早期に効果ができる④が有効であるという説明をした。6案を並列して比較したわけではない。
  - ・P10 「07年5月」は「05年07月」、P10 ⑤の「900億円」は「990億円」が正しい。②の830億円は引堤+河道改修案の事業費であり、③の1730億円は別川放水路+河道改修案の事業費となっている。
  - ・P11 「高時川では堤防強化方法として表法尻に矢板を設置する工法がすでに実施」とあるが、矢板は漏水対策。越水対策として例示されると誤解が生じる。
  - ・P14の瀬切れ対策として逆水と漏水の関係がよくわからない。ご教示頂きたい。
4. 般傍聴者からの意見聴取：般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・県では琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会が開催されている。知事等の発言は、上流である滋賀県は瀬田川洗堰の全閉操作の被害者という意識が強かったように感じた。委員会の考えを聞かせて頂きたい。
  - ・参考資料として3つの意見書を出している。①昭和59～60年の漏水の際、4ヶ月間の大川維持流量カットが行われたが、実際の問題としては大阪臨海工業用水道の取水口の塩害問題だけだった。この取水口は平成18年でとりやめになるので、同程度の漏水が來ても大川下流で大きな問題は出ない（意見書No671）。②漏水シミュレーションでは琵琶湖水位が1.50mを下回ると説明されただけで、断水が起きる数字的な根拠が示されていない（意見書No672）。③断水について独自に下流の水道事業者の毎月の最大取水量で比較した。確かに完全に断水をクリアできるというわけにはいかないが、大川維持流量20m<sup>3</sup>/sカットを導入すれば、確実にクリアできる（意見書No673）。本日、河川管理者から漏水時の琵琶湖水位がより水位が低下するという訂正がなされたが、琵琶湖で7cm貯めても160cmにまで水位が下がり、取水制限が行われて断水が起きるということになる。琵琶湖と丹生ダムの緊急水補給の意味がなくなるのではないか。
  - ・流域委員会は、新河川法に則った組織であり、新河川法に則った検討をしてきた。新河川法が置き去りにされた議論がなされていると思った。
  - ・他の委員会（塔の島、淡海の川づくり、桂川等）の議論が流域委員会に反映されていない。河川分科会の議論に流域委員会の議論がきちんと反映されているのかも疑問だ。しっかり踏まえた議論をしてほしい。

## 第36回琵琶湖部会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1より

第36回琵琶湖部会では、審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」を用いて委員間で意見交換がおこなわれました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

051206版

### 2 丹生ダム

#### 2.1 丹生ダムの経緯

丹生ダムは、琵琶湖総合開発事業で、「洪水の調節と、河川の流水の正常な機能の維持増進を図るため、琵琶湖に流入する河川で湖周辺の治水に関連する主要河川にダムを建設する」として計画された6つのダムのうちの1つである。92年4月に告示された「丹生ダムの基本計画」によると、丹生ダムは、高時川上流の小原地点を建設予定地とし、流域面積93.1km<sup>2</sup>、堤高145m、総貯水量1億5千万m<sup>3</sup>のロックフィルダムとなっていた。また、ダムの目的として、①洪水調節(高時川・姉川)、②流水の正常な機能の維持(高時川の瀬切れ対策および淀川水系の異常漏水における緊急水の補給)、③新規利水(大阪府2,474m<sup>3</sup>/sec、京都府0,200m<sup>3</sup>/sec、阪神水道企業団0,556m<sup>3</sup>/sec)の3つが挙げられていた。

このうち③の利水については、04年12月の「調査検討(中間とりまとめ)」で、利水者である大阪府、京都府および阪神水道企業団において見直しがなされ、全量撤退の見込みであるとされている。このような背景のもとで、河川管理者は基礎原案の一環の中で「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要があり、急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダムなどの貯留施設が有効である」という目的に変更し、琵琶湖沿岸域の生物生息環境保全のために有効なダムと位置づけた。これは、利水容量から環境容量への振替であり、丹生ダム周辺の自然環境や下流の琵琶湖環境に及ぼす負の影響が軽微であることを暗に前提としている。

その後、河川管理者は、05年7月の「方針」で、①高時川・姉川の洪水調節、②琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節、という治水目的に特化して、丹生ダム事業を「実施する」との方針を発表した。すなわち、高時川・姉川の洪水調節のため3300万m<sup>3</sup>の容量を丹生ダムで確保するとともに、丹生ダムで予定していた異常漏水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖水で確保することにした。そして、これらに伴って増大する琵琶湖周辺の洪水対策として、丹生ダムに2000万m<sup>3</sup>の洪水調節容量を別途確保するとした。

このように、数次にわたる目的変更の結果として、丹生ダムの規模は当初のほぼ3分の1に縮小されようとしている。しかし、現時点では、ダムの詳細な規模や構造についてはなんら発表されていない。これらについては慎重な検討が必要であり、それに時間を要することは理解できるが、概要すら示し得ないことはきわめて遺憾といわざるをえない。丹生ダム計画が地域に及ぼす社会的影響をよく認識し、可及的速やかに具体案を示すべきである。

ダムの詳細が発表されていない現時点では、丹生ダムが自然環境に与える影響について詳細な意見を示すことはできないため、ここでは河川管理者が新たに示した運用イメージを踏まえて、從来計画を対象としてこれまでに行われた調査検討についての意見を示すことにとする。

## 2.2 丹生ダムの効果

05年7月の「方針」では、丹生ダムの目的として、①高時川・姉川の洪水調節、②琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節、の2つを挙げている。それぞれの効果についての意見を示すと、つぎの通りである。

### 2.2.1 高時川・姉川の洪水調節

河川管理者は丹生ダムの規模・構造をまだ発表していない。このため、洪水調節容量を從来計画と同じ3000万m<sup>3</sup>であると仮定して、ダムの洪水調節容量および流域面積の大きさから、ダムの効果をみると、つぎの通りである。

丹生ダムの3000万m<sup>3</sup>という洪水調節容量は、92年4月の基本計画時のものをそのまま踏襲したもので、1/100規模の降雨に対応するに十分な大きさである。また、集水面積から見ても、丹生ダムのそれは93.1km<sup>2</sup>であるから、高時川の流域面積(212.0km<sup>2</sup>)の44%に相当しており、この点でも丹生ダムの高時川ひいては姉川に対する洪水調節能力はきわめて大きいといえる。

ただし、ダムが洪水調節機能を発揮するのはダム流域に降った雨による洪水に対してだけあって、ダム流域に降った雨でも計画規模以上のものになると洪水調節機能が低下することにはいうまでもない。

なお、05年7月の調査検討では、丹生ダムによる土砂遮断を、ダム下流の河床上升を抑える効果があるため、治水面でプラスになるとしているが、下流での河床低下が引き起こす河川環境あるいは河川管理への負の影響も考慮する必要がある。

### 2.2.2 琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節

#### (1) 琵琶湖周辺の洪水防御

琵琶湖周辺の浸水被害の多くは琵琶湖水位の高いことがもたらしており、琵琶湖周辺の治水対策は降雨による琵琶湖水位の上昇をいかに抑制するかに帰着する。これまでの琵琶湖周辺の主な治水対策をみると、①瀬田川の流下能力の増大、②迎洪水位の低下、③湖岸治水(湖岸堤の築造・内水排除施設の整備・流入河川の改修)の3つであって、ダムによる琵琶湖への流入量の抑制は一度も取り上げられていない。

これは、琵琶湖の集水面積に比べてダムのそれが小さいためである。たとえば、琵琶湖への代表的な流入河川における既設ダムの集水面積をすべて合計しても247.9km<sup>2</sup>で、琵琶湖の流域面積3,848km<sup>2</sup>の6.4%に過ぎない。丹生ダムの集水面積93.1km<sup>2</sup>が新たに加わったとしても、琵琶湖流域に占める割合は8.9%にとどまり、集水面積から見るかぎり、琵琶湖周辺の洪水防御に対する丹生ダムの効果はきわめて限定的である。

また、05年7月の「方針」で示されたように、「異常漏水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖で確保したことによる琵琶湖周辺の治水面でのリスクを補うための治水容量を丹生ダムで確保」する、すなわち、高時川に対する洪水調節容量とは別に2000万m<sup>3</sup>を丹生ダムで確保したとしても、琵琶湖水位の上昇を抑える効果は2cm程度に過ぎず、これもきわめて限定的といわざるを得ない。

#### (2) 下流淀川の洪水調節

丹生ダムと下流淀川の間には、瀬田川洗堰で水位操作されている湖面積674km<sup>2</sup>(水容量275億m<sup>3</sup>)という琵琶湖と総貯水量2628万m<sup>3</sup>(有効貯水量2000万m<sup>3</sup>)の天ヶ瀬ダムが存在しており、丹生ダムによる洪水調節は淀川の洪水調節に対してはきわめて限定的な効果しかない。さらに、「淀川の枚方水位がOP+5.3mを超えてさらに上昇すると予想される場合は瀬田川洗堰を全閉する」という現行ルールのもとでは、淀川の洪水調節への効果はきわめて微弱な効果しかない。

## 2.3 丹生ダムの問題点

丹生ダムは、2.2.1に述べたように、高時川・姉川の治水には一定の効果をもつものの、治水については、破壩による被害の回避、とくに堤防強化と流域対応を最重要課題とする詳細な検討の欠如、異常漏水時の緊急水の補給については断水回避やダムに頼らない治水リスク低減に向けた幅広い検討の欠如、環境については琵琶湖とダムサイト周辺の自然環境への影響の調査・検討の遅延、などをそれぞれ重要な問題点としてあげることができる。環境に関してはさらに、「1環境面からみたダム」についての基本的考え方」がとくに大きな意味をもつ。琵琶湖と流域の自然環境に少なからぬ影響を及ぼすダムであるがゆえに、河川管理者が、この「考え方」を自然環境への影響の調査・検討の結果の解釈にどう反映するのかは流域社会全体にとって極めて大きな関心事であり、上記とは違った意味で重要な問題点といふことができる。

以下に、高時川の治水、異常漏水時の緊急水の補給、自然環境への影響の順に丹生ダム計画が抱える具体的な問題点を述べる。

### 2.3.1 高時川の治水

#### (1) 治水の現状

高時川・姉川には江戸時代まで田川も合流していたが、水源山地の荒廃による土砂流出のため江戸時代末期の10年間に高時川の河床が1.5~1.8mも上昇した。このため田川の氾濫が頻発するようになったため、文久元年(1861)ごろに木橋で分離された。現在の田川はコンクリート製カーブで高時川と立体交差するようになっているが、その流下能力は十分でなく、洪水氾濫による被害は解消されるに至っていない。

天井川となった高時川は、高時川が水源と見られる下流水が周辺地域を潤す一方で、破壩すれば壊滅的な被害をもたらす恐れがある。このため、霞堤による洪水流量の調節や活動的な水防活動などで、からうじて破壩による氾濫を防いできた歴史をもっている。その後の河道改修により流下能力は増大されたが、霞堤が廃止されるなど、上・中流部での洪水流量の自然調節機能が失われ、潜在的な危険性が高まっている。なお、長年にわたり河道内樹木が繁茂したまま放置されるなど、河川管理にも問題が残されている。

#### (2) 高時川の治水対策

05年5月の調査検討では、破壩による被害を回避・軽減する方法として、①平地河川化、②河道改修(単独)、③引堤+河道改修、④ダム+河道改修、⑤遊水地+河道改修、⑥分派放水路+河道改修、の6案を取り上げ、それぞれについての比較検討を行っている。その概要を示すとつぎの通りである。

①の平地河川化案は、天井川であることを解消する抜本的な方法で、きわめて高い有効性はあるものの、事業費が約1620億円と巨額であるうえ、用地取得に時間がかかり、地下水への影響が懸念される。

②の河道改修(単独)案は、河道内樹木の伐採や高水データ削除等の河道内の対策を実施しようとするもので、事業費は約830億円である。戦後最大洪水(59年9月洪水や75年8月洪水)に対して、河口から3.3Km地点でそれぞれ約20~30cmの水位低下効果があるが、破壩による被害の回避・軽減を図ることができず、用地取得や境界確定に時間を要する可能性がある。

③の引堤+河道改修案は、洪水時に水位が上昇して危険となる場所の川幅を引堤しようとするもので、効果は期待できるものの、事業費は約1730億円と最も巨額であり、用地確保や家屋移転に時間が必要である。

(資料の全文は流域委員会ホームページでご確認いただけます)

## 配付資料リスト

### ●第36回琵琶湖部会 配付資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B36 A
報告資料1	第35回琵琶湖部会（H17.10.19開催）結果報告	B36 B
審議資料1 1	淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案） ※河川管理者提供資料	B36 C
審議資料1 2	第35回琵琶湖部会（平成17年10月19日開催）における委員会からの質問 に対する資料 ※河川管理者提供資料	B36 D
審議資料1 3	前回の琵琶湖部会（10月19日）以降に委員に提出した資料 ※河川管理者提供資料	B36 E
審議資料1 4	丹生ダムの調査検討とりまとめ（平成17年12月7日修正版） ※河川管理者提供資料	B36 F
その他資料	委員会の今後のスケジュール	B36 G
参考資料1	委員および一般からのご意見	B36 H

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧 入手方法」をご覧ください。

## 琵琶湖部会 委員リスト

2005.12.7現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	綾 史郎	洪水、高潮 津波	大阪工業大学 教授	淀川部会 住民参加部会
2	池淵 周	水資源 水循環	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会 利水 水需要管理部会
3	江頭 進治	河道形状 土砂移動	立命館大学理工学部 教授	木津川上流部会 利水 水需要管理部会
4	嘉田 由紀子	地域 まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	淀川部会 住民参加部会
5	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授	猪名川部会 住民参加部会
6	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授	淀川部会 住民参加部会
7	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表	淀川部会 住民参加部会
8	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	淀川部会 住民参加部会
9	寺西 俊	経済	橋大学大学院経済学研究科 教授	淀川部会 利水 水需要管理部会
10	戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業協同組合連合青年会 理事	住民参加部会
11	中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センタ 教授	木津川上流部会 利水 水需要管理部会
12	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖 環境科学研究センタ 総括研究員	淀川部会 利水 水需要管理部会
13	水山 高久	治山 砂防	京都大学大学院環境科学部 教授	木津川上流部会 利水 水需要管理部会
14	三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授	猪名川部会 住民参加部会
15	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センタ 教授	淀川部会 利水 水需要管理部会
16	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授	淀川部会 住民参加部会

## これまで開催された会議等について

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回 平成13年開催	第1回 ~第10回 平成13年開催
第7回 ~第15回	平成14年開催	第9回 ~第20回 平成14年開催	第7回 ~第17回 平成14年開催
第16回 ~第27回	平成15年開催	第21回 ~第23回 平成15年開催	第18回 ~第20回 平成15年開催
第28回	H16/10/13 (水)	第24回 H16/8/25 (水)	第21回 H16/9/1 (水)
第29回	H16/11/8 (月)	第25回 H16/9/17 (金)	第22回 H16/10/21 (木)
第30回	H16/12/15 (水)	第26回 H16/10/19 (火)	第23回 H16/11/2 (火)
第31回	H16/2/26 (木)	第31回 H17/1/8 (土)	第24回 H16/12/3 (金)
第29回	H16/5/8 (土)	第32回 H17/4/13 (水)	第25回 H16/12/23 (木)
第30回	H16/6/22 (火)	第33回 H17/8/17 (水)	第26回 H17/4/14 (木)
第31回	H16/7/29 (木)	第34回 H17/9/14 (水)	第27回 H17/8/18 (木)
第32回	H16/8/24 (火)	第35回 H17/10/19 (水)	第31回 H17/9/13 (火)
第33回	H16/9/29 (水)	木津川上流部会	第32回 H17/10/21 (金)
第34回	H16/10/25 (月)	ダムWG	ダムサブWG
第35回	H16/11/16 (火)	第1回 H17/4/20 (水)	第1回 H16/7/11 (日)
第36回	H16/12/20 (月)	第2回 H17/8/20 (土)	第2回 H16/7/18 (日)
第37回	H17/1/11 (火)	環境・利用部会	第3回 H17/10/25 (火)
第38回	H17/1/22 (土)	第1回 ~第7回 平成15年開催	第3回 H16/7/25 (日)
第39回	H17/2/5 (土)	治水部会	川上ダムサブWG
第40回	H17/3/14 (月)	第1回 ~第6回 平成15年開催	第1回 H16/8/19 (木)
第41回	H17/5/17 (火)	利水・水需要管理部会 (旧利水部会)	第5回 H16/9/23 (木)
第42回	H17/7/21 (木)	第1回 ~第5回 平成15年開催	第6回 H16/10/4 (月)
第43回	H17/7/25 (月)	住民参加部会	余野川ダムサブWG
第44回	H17/8/5 (金)	第1回 ~第7回 平成15年開催	第7回 H16/10/18 (月)
第45回	H17/8/24 (水)	第8回 H17/4/24 (日)	第1回 H16/8/11 (水)
第46回	H17/9/24 (土)	第9回 H17/4/24 (日)	第2回 H16/9/22 (水)
その他	設立会、発足会 第1回 合同懇談会	平成13年開催	水位操作WG
	第1回合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	平成14年開催	第10回 H16/12/5 (日)
	提言説明会	平成15年開催	第1回 H17/6/29 (水)
	しっかりしてや!流域委員会	H16/2/28 (土)	
	ファシリティ ターとの検討会	H16/5/15 (土)	
	木津川上流部会意見交換会	H16/9/26 (日)	
			丹生ダム意見交換会 H16/9/27 (月)
			住民の意見を聞く会 H16/12/5 (日)
			住民と委員との意見交換会(丹生ダム) H17/8/17 (水)
			住民と委員との意見交換会(余野川ダム) H17/8/18 (木)
			住民と委員との意見交換会(川上ダム) H17/8/20 (土)
			住民と委員との意見交換会(木津川ダム、天ヶ瀬ダム再開発) H17/8/22 (月)
			木津川上流部会意見交換会 H17/9/12 (月)

## 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

### 郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。



### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

### 「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

## ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail [yodogawa@gene.mizuho\\_ir.co.jp](mailto:yodogawa@gene.mizuho_ir.co.jp)

■TEL 06 6222 5870

■FAX 06 6222 5871

淀川水系流域委員会 庶務  
みずほ情報総研(株)